

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート(令和3年度実績)

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R3年度(年度末実績)		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢化が進展し、支援を必要とする軽度の高齢者や、介護が必要となる恐れのある高齢者が増加する一方、現役世代人口が減少し、サービスの担い手が不足することから、多様なニーズに応じた適切で多様な主体によるサービスの提供や、介護予防に資する高齢者の生きがいがづくりや社会参加を促進する支援が必要となっている。	介護予防把握事業(高齢者実態調査事業)を実施し、介護予防等を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげる	介護予防把握事業(高齢者実態調査事業)を実施し、介護予防等を必要とする高齢者を把握し、必要な支援につなげる  (指標) 70歳以上の高齢者(要介護認定等を受けていない方)を対象とした戸別訪問による、生活状況や健康状態等の調査の実施数(年間4,000件)	・調査目標達成に向けた各地域包括支援センター調査員打合せ会議と事業説明会(各1回)を実施 ・調査実施数:4,704件(R4.3月末)	◎	市の指導等により調査員の調査率が向上し、調査実施件数は目標を上回った。今後も市と地域包括支援センターの密な連携のもと調査件数を維持するとともに、細かな指導を継続し、各センター専門職を通じ、基本チェックリスト該当者を適切に介護予防活動につなぐ。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	元気な高齢者を対象とした、介護予防継続教室(月2回、1回2時間程度、指導ボランティアによるストレッチ、筋トレ、脳トレ等の「わかがえりレッスン」)の維持、拡充	元気な高齢者を対象とした、介護予防継続教室(月2回、1回2時間程度、指導ボランティアによるストレッチ、筋トレ、脳トレ等の「わかがえりレッスン」)の維持、拡充  (指標) ・介護予防サポーター養成講座の開催数(R3.3月末:1回) ・介護予防継続教室の教室開催数、参加者数(R3.3月末:23教室開催、参加者実510人)	・市と各地域包括支援センターの協働による、介護予防継続教室の運営やボランティア支援及びボランティア養成(介護予防サポーター養成講座(1コース7回))の実施 ・教室数:23会場(R4.3月末) ・参加者数:435人(R4.3月末) ・介護予防サポーター養成講座の開催数1回(R4.3月末)	◎	・介護予防継続教室の参加者は、コロナ禍による感染不安から減少しているが、感染対策に留意しながら実施している。 ・今後も引き続き指導ボランティアのさらなる増加に向けた対策が必要であり、次年度以降、ボランティア養成講座の開催時期や周知方法の工夫等、効果的な開催方法を検討していく。
①自立支援・介護予防・重度化防止	同上	総合事業における、住民等主体の通所サービス(おたっしやサービス)の実施箇所数の増及び全小学校区(26校区)開催に向けての拡大	総合事業における、住民等主体の通所サービス(おたっしやサービス)の実施箇所数の増及び全小学校区(26校区)開催に向けての拡大  (指標) おたっしやサービスの実施箇所数(R3.3月末:18校区、28箇所)	・実施団体の連絡会開催と事業説明会(各1回)、市民・関係団体への周知の実施 ・実施箇所数:18校区32箇所(R4.3月末) ※活動を休止(自粛)している会場を除く	◎	市と地域包括支援センターの協働により、実施団体は増加している。今後も事業の周知や関係団体との連携・協議を進め、実施団体の増加を図る。
②給付適正化	○ 総人口に対する、高齢者人口・認定者数が増加している中、介護保険制度への信頼を高め、将来にわたって安定的に運営していくためには、真に必要な給付を適切に提供するための適正化事業を進めていくことが重要である ○ 釧路市では、国及び北海道が示す「介護保険給付適正化計画」に基づき、「介護給付適正化計画」を策定し、主要5事業のうち、「要介護認定の適正化」や「ケアプラン点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」について実施目標を設定し、北海道国保連合会(国保連)等との連携を図りながら取組みを進める。	○要介護認定の適正化	・要介護認定の適正化 ⇒ 認定調査の結果について、保険者による点検を全件実施(第8期計画期間各年度)	・介護認定の適正化 ⇒ 7,451件(変更申請 1,760件、更新申請 5,691件)	◎	・認定調査に必須となる定義が正しく理解されていない調査員が多い。eラーニングの調査員向け講座を活用し調査員として必要な知識を学習してもらうため、引き続き文書等でeラーニングの周知を図る。
②給付適正化	同上	○ケアプラン点検	・ケアプラン点検(研修会含) ⇒ 20件実施(第8期計画期間各年度)	・ケアプラン点検 ⇒ 20件、研修会実施	◎	・コロナ禍において、対面の点検および研修会が実施困難となり、前年度より開催方法をオンラインでの点検や動画配信での研修等に変更した。従前の対面での点検等と今回の方法にはそれぞれメリットとデメリットがあるため、今後実施する際には、それぞれの方法についての比較検討や改善を行いながら、引き続き点検を実施していく。
②給付適正化	同上	○住宅改修等の点検	・住宅改修等の点検 ⇒ 住宅改修現地調査、福祉用具購入・貸与調査 各10件実施(第8期計画期間各年度)	・住宅改修等点検、福祉用具購入・貸与調査 ⇒ 住宅改修点検、福祉用具購入調査未実施、福祉用具貸与調査12件実施	△	・訪問調査が必要な住宅改修点検、福祉用具購入調査については一般のコロナの状況を鑑み、調整しながら計画的に実施する。 また、今後は感染拡大状況下においても点検を実施出来る方法を検討していく。 ・福祉用具貸与と調査についても、同様に計画的に実施する。
②給付適正化	同上	○医療情報との突合・縦覧点検	・医療情報との突合 ⇒ 国保加入者分は国保連への業務委託、後期高齢者医療保険加入者分は、国保連からの突合情報を基に毎月点検を実施(第8期計画期間各年度) ・縦覧点検 ⇒ 国保連への業務委託および保険者により実施(第8期計画期間各年度)	・医療情報との突合・縦覧点検 ⇒ 5,971件(突合 2,521件、縦覧 3,450件)	◎	・医療情報との突合・縦覧点検については、引き続き国保連等と連携し取組む。